

## 和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、本市の人口減少に係る対策を推進し、及び本市の産業を担う人材の確保を図るため、和歌山県及び地元産業界との協議の結果、参画企業への就職及び定着の支援として、独立行政法人日本学生支援機構、大学等、地方公共団体又は市長が認める機関（以下「貸与元」という。）が貸与する奨学金を借り入れた学生に対し、当該奨学金の返還を地元産業界と協力して助成することとし、当該助成に係る助成金の交付に関し和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校及び専修学校（専門課程を置くものに限る。）をいう。

(2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者のうち、和歌山市内（以下「市内」という。）に事業所を有するものをいう。

(3) 対象企業 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に事業所を有し、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた産業に関する分類をいう。）に掲げる中分類83—医療業、小分類564—ドラッグストア、小分類603—医薬品・化粧品小売業、小分類819—幼保連携型認定こども園、小分類853—児童福祉事業又は小分類854—老人福祉・介護事業に係る事業を行う法人

イ 中小企業

(4) 資格 看護師、薬剤師、保健師、歯科衛生士、歯科技工士、保育教諭、保育士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格をいう。

(5) 奨学金 次に掲げる貸与型奨学金をいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金

イ 大学等が貸与する奨学金

ウ 地方公共団体が貸与する奨学金

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が認める貸与型奨学金

### (参画企業の参画申込)

第3条 和歌山市奨学金返還に係る助成制度（以下「本制度」という。）への参画を希望する者は、市長に和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書（医療、福祉・介護系の法人用）（別記様式第1号）又は和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書（中小企業用）（別記様式第2号）に関係書類を添付して提出しなければならない。この場合において、申込みを行う企業が両様式の対象とする企業に該当するときは、それぞれの様式を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みを適当と認めるときは、参画企業として登録し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により申込みをした者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 交付対象者（第7条第1項に規定する者をいう。次号において同じ。）を採用したときは、市内の事業所等において、期限の定めのない雇用形態で勤務させること。ただし、前条第3号アに該当する法人にあっては、当該交付対象者を専門的職種として勤務させること。

(2) 交付対象者が、同一の参画企業において3年間継続して勤務したときは、市長が指定する期日までに、当該交付対象者に係る助成金の額の2分の1に相当する額を市に支払うこと。この場合において、当該交付対象者の就職後に参画企業が本制度への参画を廃止したときであっても、同様とする。

4 前項第1号に規定する市内の事業所等には、近隣市町村に所在する事業所を含むものとする。  
(参画企業の登録内容の変更及び廃止)

第4条 参画企業は、本制度への参画に係る登録内容に変更があったとき又は本制度への参画を廃止しようとするときは、速やかに、和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画登録変更・廃止届出書（別記様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(交付対象者の認定)

第5条 本制度による助成金の交付を受けようとする者は、大学等の卒業若しくは修了年度又はその前年度における市長が定める募集期間内に、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定申請書（別記様式第4号）に大学等が発行する在学証明書及び貸与元が発行する奨学金の借入額又は借入予定額が確認できる書類を添えて、市長に認定を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、次の各号のいずれにも該当する者であつて適当と認めるものを交付対象者として認定し、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定書（別記様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 奨学金を借り入れている者又は借り入れる予定の者

(2) 当該認定申請書に記載した卒業予定年月日において、大学等を卒業し、又は修了する見込みである者

(3) 大学等を卒業し、又は修了した年度の翌年度に参画企業に就職し、その就職の日から期限の定めのない雇用により3年間以上継続して同一の参画企業に勤務する予定である者

(4) 就職の日から3年間以上継続して市内に住所を有する予定である者

(5) 他の制度による助成等を受けていない者又は受ける予定のない者

(6) 参画企業に専門的職種で就職する予定である場合は、資格を取得する見込みである者

3 市長は、第1項の規定による申請を受け付けた場合において、前項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者不認定通知書（別記様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 申請の受付は、予算の範囲内において行うものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、250,000円に奨学金の借入れを受けた月数（72月を超える場合にあっては、72月）を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付対象者の認定内容の変更)

第7条 第5条第2項の規定による認定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者認定変更届出書（別記様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 交付対象者が第5条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき又は次の各号のいずれか

に該当するに至ったときは、速やかにその旨を和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者非該当届出書（別記様式第8号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 奨学金の全額を辞退し又は取り消されたことにより、奨学金を借り入れなかったとき。
- (2) 認定申請書に記載した卒業予定年月日に大学等を卒業又は修了しなかったとき。
- (3) 奨学金の返還が全額免除されたとき。
- (4) 大学等を卒業し又は修了した年度の翌年度に参画企業に期限の定めのない雇用による就職をしなかったとき。
- (5) 参画企業に就職した日から3年を経過する前に離職したとき。
- (6) 参画企業に就職した日から3年を経過する前に市内に住所を有しなくなったとき。
- (7) 他の制度による助成等を受けた又は受ける予定となったとき。

（認定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者に係る認定を取り消し、その旨を和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定取消通知書（別記様式第9号）により当該交付対象者に通知するものとする。

- (1) 交付対象者から第7条第2項の規定による届出を受けたとき。
- (2) 交付対象者が第7条第2項各号のいずれかに該当していることが判明したとき。
- (3) 申請内容が事実と相違することが判明したとき。
- (4) 第10条の規定による状況報告書が提出期限までに提出されないとき。
- (5) 第12条第1項の規定による交付申請書が提出期限までに提出されないとき。

（事情変更による認定の取消し）

第9条 市長は、参画企業が市に対して助成金を負担しない等参画企業の協力を得られないときは、交付対象者に係る認定を取り消すことができ、その旨を和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定取消通知書により当該交付対象者に通知するものとする。この場合、市は助成金の不交付に伴う責任を負わない。

（状況報告）

第10条 交付対象者は、参画企業に就職後、和歌山市奨学金返還に係る助成金状況報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、毎年度（交付申請を行う年度を除く。）4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる添付書類を除き、就職した翌年度以降の報告において、既に同一の添付書類を提出している場合は、当該添付書類を省略することができる。

- (1) 被雇用者証明書（別記様式第11号）
- (2) 貸与元が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類
- (3) 和歌山市奨学金返還に係る助成金状況報告書を提出する年度に発行された住民票の写し
- (4) 大学等の卒業又は修了を証する書類（卒業証書等）の写し
- (5) 参画企業に専門的職種で就職する場合にあっては、資格を有することが確認できる書類

（助成金の交付）

第11条 市長は、次に掲げる条件のいずれにも該当した交付対象者に、予算の範囲内において助成金を交付する。ただし、交付対象者に休職していた期間がある場合における助成金の交付については、市長と参画企業が協議の上、決定するものとする。

- (1) 大学等を卒業又は修了した年度の翌年度に参画企業に就職し、就職の日から3年間継続して同一の参画企業に勤務していること。

(2) 就職の日から3年間継続して市内に住所を有していること。

- 2 市長は、あらかじめ貸与元から承諾を得た上で、当該貸与元に対し助成金の額に相当する金銭について、交付対象者に代わり、直接支払う方法により交付する。
- 3 前項の規定にかかわらず、貸与元から承諾を得られないときは、申請者本人に対し助成金を交付する方法により交付する。

(交付申請等)

第12条 助成金の交付を受けようとする交付対象者は、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付申請書(別記様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、前条第1項に掲げる条件に該当することとなった年度の6月30日までに市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、規則第3条の規定による補助事業等に関する事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。

(1) 被雇用者証明書

(2) 貸与元が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類

(3) 和歌山市奨学金返還に係る助成金交付申請書を提出する年度に発行された住民票の写し

(4) 認定に係る通知書の写し

(5) 参画企業に専門的職種で就職した場合にあっては、資格を有することが確認できる書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、規則第12条の規定による報告を省略するものとする。

3 市長は、規則第4条第1項の規定による調査及び規則第13条の規定による調査については、これらに係る手続を併合して行うものとする。規則第6条及び第13条の規定による通知についても、同様とする。

4 前項の通知は、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付決定及び確定通知書(別記様式第13号)により通知するものとする。

5 市長は、本制度による助成金を交付しないことを決定したときは、速やかにその旨を和歌山市奨学金返還に係る助成金不交付決定通知書(別記様式第14号)により通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書（医療、福祉・介護系の法人用）

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申込者 主たる営業所の所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

和歌山市奨学金返還に係る助成制度への参画を希望するため、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱及び和歌山市奨学金返還助成制度参画企業募集要項の内容に同意の上、同要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

市内事業所所在地	〒
業種	
業務概要	
本制度を適用した採用予定人数	※本制度を適用して採用する人数を記入してください。 人
採用予定の職種及び資格	※本制度を適用して採用する職種・資格を記入してください。
(申込条件)	
1 本制度を適用して採用した者が、3年間継続して勤務した場合には、本市が指定する期日（原則として毎年12月末日）までに、当該交付対象者に係る助成金の額の2分の1に相当する額を、本市に一括して支払うこと。当該交付対象者の就職後に参画企業が本制度への参画を廃止したときであっても、同様とする。	
2 本申込書に記載した採用予定人数の範囲内で採用した交付対象者については、必ず交付対象として取り扱うこと。	
3 本申込書に記載した採用予定人数を上回る交付対象者を採用した場合など、交付対象者であっても交付対象としない者が生じるときは、採用後速やかに、参画企業において公平かつ公正に交付対象者を選定し、その結果を本人及び本市に通知すること。	
4 和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱及び和歌山市奨学金返還助成制度参画企業募集要項を遵守すること。	
5 本市ホームページ等の参画企業一覧への掲載について了承すること。	
6 インターンシップや企業説明会等を実施し、学生が企業研究を行う機会の確保に積極的に努めること。	

(連絡担当窓口等)

担当者氏名	所属部署名
電話番号	F A X 番号
E-mail	
企業ウェブサイトURL	

(添付書類)

- ・履歴事項全部証明書（写し可）

※その他、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

別記様式第2号（第3条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画申込書（中小企業用）

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申込者 主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者職氏名



和歌山市奨学金返還に係る助成制度への参画を希望するため、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱及び和歌山市奨学金返還助成制度参画企業募集要項の内容に同意の上、同要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

市内事業所所在地	〒		
業種			
業務概要			
本制度を適用した採用予定人数	※本制度を適用して採用する人数を記入してください。 人		
資本金	円	従業員数	人
<p>（申込条件）</p> <p>1 本制度を適用して採用した者が、3年間継続して勤務した場合には、本市が指定する期日（原則として毎年12月末日）までに、当該交付対象者に係る助成金の額の2分の1に相当する額を、本市に一括して支払うこと。当該交付対象者の就職後に参画企業が本制度への参画を廃止したときであっても、同様とする。</p> <p>2 本申込書に記載した採用予定人数の範囲内で採用した交付対象者については、必ず交付対象として取り扱うこと。</p> <p>3 本申込書に記載した採用予定人数を上回る交付対象者を採用した場合など、交付対象者であっても交付対象としない者が生じるときは、採用後速やかに、参画企業において公平かつ公正に交付対象者を選定し、その結果を本人及び本市に通知すること。</p> <p>4 和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱及び和歌山市奨学金返還助成制度参画企業募集要項を遵守すること。</p> <p>5 本市ホームページ等の参画企業一覧への掲載について了承すること。</p> <p>6 インターンシップや企業説明会等を実施し、学生が企業研究を行う機会の確保に積極的に努めること。</p>			

(連絡担当窓口等)

担当者氏名	所属部署名
電話番号	F A X 番号
E-mail	
企業ウェブサイトURL	

(添付書類)

【法人】履歴事項全部証明書、従業員数が確認できる書類

【個人事業主】開業届出書、確定申告書の収支内訳書

※添付書類については、すべて写し可です。

※その他、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

別記様式第3号（第4条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画登録変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者 主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

和歌山市奨学金返還に係る助成制度参画登録内容について、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更部分のみ記入)	商号又は名称	
	主たる営業所の所在地	〒
	市内事業所の所在地	〒
	代表者職氏名	
	本制度を適用した採用予定人数	人
	その他	
廃止	登録廃止年 月 日	年 月 日
	廃止理由	1 事業所の閉鎖 2 市内事業所がなくなった 3 医療、福祉・介護系の法人又は中小企業でなくなった 4 交付対象者を雇用する見込みがない 5 その他（ ）

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所  
氏名

交付対象者の認定を受けたく、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱及び和歌山市奨学金返還助成制度交付対象者募集要項の内容に同意の上、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

<p><b>【医療、福祉・介護系の法人に専門的職種で勤務を希望する方のみ記入】</b></p> <p><b>取得予定資格</b>（該当する番号を○で囲んでください。）</p> <p>①看護師 ②薬剤師 ③保健師 ④歯科衛生士 ⑤歯科技工士 ⑥保育教諭 ⑦保育士 ⑧作業療法士 ⑨理学療法士 ⑩言語聴覚士 ⑪視能訓練士 ⑫社会福祉士 ⑬介護福祉士 ⑭精神保健福祉士</p>		
申請者	住所	〒
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	E-mail	@
大学等	名称	大学 学部 学科 大学院 研究科 専攻 専門学校 学科
	所在地	〒
	入学年月日	年 月 日
	在籍学年	
	卒業予定年月日	年 月 日
奨学金	奨学金の名称	
	区分	無利子・有利子 ※該当するものを○で囲んでください。
	貸与金額	円/月（総額 円）
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで
奨学金	奨学金の名称	
	区分	無利子・有利子 ※該当するものを○で囲んでください。
	貸与金額	円/月（総額 円）
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで

※認定を受け参画企業に採用された場合であっても、企業の雇用状況その他の事情により、本制度に基づく助成金の交付対象とならない場合があります。

※その他、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定書

和 総 第 号  
年 月 日  
( 年)

様

和歌山市長



年 月 日付で申請のあった奨学金の返還に係る助成について、交付対象者に認定しましたので和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

交付対象者番号	—
氏名	
備考	【取得予定資格】（医療、福祉・介護系の法人に専門的職種で勤務を希望する方のみ）  【奨学金】

（注意事項）

- 1 認定を受け参画企業に採用された場合であっても、企業の雇用状況その他の事情により、本制度に基づく助成金の交付対象とならない場合があります。
- 2 参画企業に就職後、本市が指定する期日までに状況報告書（別記様式第10号）の提出がない場合は、本認定を取り消します。
- 3 法令の改正、社会情勢の変化その他制度運営上の必要がある場合には、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱の内容を変更することがあります。

別記様式第6号（第5条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者不認定通知書

和 総 第 号  
年 月 日  
( 年)

様

和歌山市長



年 月 日付で申請のあった奨学金の返還に係る助成について、次の理由により認定しないことと決定したので和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

(不認定の理由)

別記様式第7号（第7条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者認定変更届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け和総第 号で受けた認定内容について、次のとおり変更をした  
いので、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け  
出ます。

交付対象者番号		—	
※以下の欄は、変更のあるところのみ記載してください。			
申請者	住所	〒	
	氏名		
	電話番号		
	E-mail	@	
	取得予定資格 ※医療、福祉・介護系の法人に専門的職種で勤務を希望する方	（該当する番号を○で囲んでください。） ①看護師 ②薬剤師 ③保健師 ④歯科衛生士 ⑤歯科技工士 ⑥保育教諭 ⑦保育士 ⑧作業療法士 ⑨理学療法士 ⑩言語聴覚士 ⑪視能訓練士 ⑫社会福祉士 ⑬介護福祉士 ⑭精神保健福祉士	
大学等	名称	大学 大学院 専門学校	学部 研究科 学科 専攻 学科
	所在地	〒	
奨学金	奨学金の名称		
	区分	無利子・有利子 ※該当するものを○で囲んでください。	
	貸与金額	円/月 （総額 円）	
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
奨学金	奨学金の名称		
	区分	無利子・有利子 ※該当するものを○で囲んでください。	
	貸与金額	円/月 （総額 円）	
	貸与期間	年 月 日から 年 月 日まで	

※その他、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

別記様式第8号（第7条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付対象者非該当届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所  
氏名

年 月 日付け和総第 号で受けた認定について、次の理由により該当しないこととなりましたので、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

交付対象者番号	—
非該当理由	

※その他、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

別記様式第9号（第8条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付対象者認定取消通知書

和 総 第 号  
年 月 日  
( 年)

様

和歌山市長



和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付認定を次の理由により取り消しましたので、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第 条の規定により通知します。

取消しとなる交付対象者番号	—
取消しの理由	

和歌山市奨学金返還に係る助成金状況報告書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所  
氏名

奨学金の返還状況及び就職状況について、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

交付対象者番号	—	
返還総額	円	
前年度までの返還額	円	
今年度の返還予定額	円	
翌年度以降の返還予定額	円	
勤務先	主たる営業所の所在地	〒
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	電話番号	
	就業年月日	年 月 日

※その他、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 被雇用者証明書

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第10条及び第12条第1項の規定により、下記の者に係る雇用内容について以下のとおり証明します。

住所	
氏名	ふりがな
生年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
現在の所属部署 (勤務場所)	本社 部 課 事業所 部 課

年 月 日

証明者 主たる事業所の所在地 〒 ー  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊞

記入担当者	所属部署
	役職及び氏名
	電話番号
	FAX番号
	E-mail

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者 住所  
氏名

㊦

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱及び和歌山市奨学金返還助成制度交付対象者募集要項の内容に同意の上申請するものであり、申請内容等について、事実と相違することが判明した場合は、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

補助年度	年度	助成事業等の名称	和歌山市奨学金返還に係る助成金
交付申請金額	円		

なお、私は、次の者を私の代理受領者として市から支払を受ける私の上記債権のうち次の額について、代理受領する権限及びこれに必要な事務処理に関する一切の権限を付与し、次の者に支払い願います。

また、他の制度による助成等を受けていない又は受ける予定がない上で申請します。

1 代理受領者

対象奨学金の貸与元（日本学生支援機構、大学、地方公共団体など）

2 代理受領する額

対象奨学金の貸与元が指定する返還額

※ 代理受領する額は、交付申請金額の範囲内とする。

（添付書類）

- ・被雇用者証明書
- ・貸与元が発行する奨学金の返還状況が確認できる書類
- ・本申請書を提出する年度に発行された住民票の写し
- ・認定に係る通知書の写し
- ・参画企業に専門的職種で就職をした場合にあっては、資格を有することが確認できる書類

※その他、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

和歌山市奨学金返還に係る助成金交付決定及び確定通知書

和 総 第 号  
年 月 日  
( 年)

様

和歌山市長



年 月 日付で申請のあった和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付について、次のとおり決定し、助成金の額を確定したので、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

補助年度	年度	助成事業等の名称	和歌山市奨学金返還に係る助成金
交付確定金額	円		

(注意事項)

この交付決定に対して不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができます。

なお、上記債権のうち次の額については、先の申請書において申出があったとおり代理受領者に支払います。

- 1 代理受領者  
対象奨学金の貸与元（日本学生支援機構、大学、地方公共団体など）
- 2 代理受領する額  
対象奨学金の貸与元が指定する返還額  
※ 代理受領する額は、交付申請金額の範囲内とする。

別記様式第14号（第12条関係）

和歌山市奨学金返還に係る助成金不交付決定通知書

和 総 第 号  
年 月 日  
( 年)

様

和歌山市長



年 月 日付で申請のあった和歌山市奨学金返還に係る助成金の交付について、次の理由により交付しないことと決定したので、和歌山市奨学金返還に係る助成金交付要綱第12条第5項の規定により通知します。

(不交付の理由)